

産婦健康診査にかかる費用の助成について



①受診票による助成

- ◆産婦健康診査1回分または2回分を助成します(回数は医療機関・助産所で異なります)。
産婦健康診査を受診する時に、「下川町産婦健康診査受診票」を提出してください。

使用時期 助成金額	診査項目
産後2週前後 産後1か月前後 助成額：5,000円/回	(1) 問診(生活環境、授乳状況、育児不安、 精神疾患の既往歴、服薬歴等) (2) 診察(子宮復古状況、悪露、乳房の状態等) (3) 血圧測定・体重測定 (4) 尿検査(蛋白・糖) (5) エジンバラ産後うつ病質問票(EPDS) <u>※必ず記入してから受診してください</u>

②受診票2回分以外に受診した場合の助成

- ◆お渡しした産婦健康診査受診票を使用できる産婦健康診査(2回分)以外の産婦健康診査で
かかった費用を助成します。

※保険診療でお支払いされている場合は、助成対象外となりますのでご了承ください。

◆助成の受け方

ハピネスの窓口で、申請していただくことで助成が受けられます。

必要なものは次のとおりです。

- ①申請書(ハピネスでお渡しします。)
- ②該当する産婦健康診査の**領収書**
- ③振込先となる方の**銀行名・口座番号・口座名義がわかるもの**。



- ◆産婦健康診査の最終受診日から6か月以内に申請されたものが有効です。
期間を過ぎると無効になりますので、早めに申請してください。

問い合わせ:総合福祉センター「ハピネス」内 Tel4-3356
保健福祉課 保健・介護グループ 保健担当